

秋田県南部老人福祉総合エリア コミュニティセンター利用約款

平成21年9月1日制定

平成21年9月1日施行

第1条 (適用範囲)

秋田県南部老人福祉総合エリア コミュニティセンター(以下「エリア」という。)が、エリアをご利用いただくお客様(以下「利用客」という。)との間で締結する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この契約に定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 エリアが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 (利用契約の申込み)

エリアの施設利用の申込みをしようとする者は、次の事項をエリアに申し出ていただきます。

(1) 宿泊の場合

- (ア) 宿泊者名及び人数(団体の場合は団体名及び代表者名並びに宿泊人数)
- (イ) (ア)の住所及び電話番号
- (ウ) 宿泊日
- (エ) 到着及び出発予定時刻
- (オ) 食事の要不要
- (カ) その他エリアが必要と認める事項

(2) 宿泊以外の利用で、個人又は団体が部屋及び屋内運動広場等を貸し切る場合

- (ア) 利用者名及び人数(団体の場合は団体名及び代表者名並びに利用人数)
- (イ) (ア)の住所及び電話番号
- (ウ) 利用日
- (エ) 到着及び出発予定時刻
- (オ) 食事の要不要
- (カ) 送迎バス等、その他エリアが必要と認める事項

(3) 前2号に定める事項以外の利用の場合(休憩・入浴、屋内温水プール等)

- (ア) 利用目的
- (イ) 利用人数
- (ウ) その他エリアが必要と認める事項

第3条 (利用契約の成立等)

エリアの利用契約は、エリアが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、エリアが第4条各号に定める事由等により承諾をしなかった場合は、この限りではありません。

第4条 (利用契約締結の拒否)

エリアは、次に掲げる場合において、利用契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 利用の申込みが、この約款によらないとき

- (2) 満室又は満員により利用施設に余裕がないとき
- (3) 利用しようとする者が、利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (4) 利用しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団および指定暴力団員等(以下「暴力団」及び「暴力団員」という。)またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき
- (5) 利用しようとする者が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき
- (6) 利用しようとする者が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき
- (7) 利用しようとする者が利用施設若しくはエリア内に勤務する者(以下「従業員等」という。)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ない、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行なったと認められるとき
- (8) 利用しようとする者が他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき、又はそのおそれがあるとき
- (9) 利用しようとする者が、感染症罹患患者であると明らかに認められるとき
- (10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により利用させることができないとき

第5条 (宿泊客の契約解除権)

利用客は、エリアに申し出て、利用契約を解除することができます。

2 エリアが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合において、宿泊料金を申し受けることがあります。

第6条 (エリアの契約解除権)

エリアは、次に掲げる場合においては、利用契約を解除することができます。

- (1) 利用客が利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
- (2) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による「暴力団」及び「暴力団員」またはその関係者、その他反社会勢力であると認められるとき
- (3) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であると認められるとき
- (4) 法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があると認められるとき
- (5) 利用施設に対する破壊行為を行ったとき、又は従業員等に対する暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき
- (6) 他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
- (7) 利用客が感染症罹患患者であると明らかに認められるとき
- (8) 天災等不可抗力に起因する事由により利用させることができなくなったとき
- (9) エリアが定める利用規則の禁止事項に従わないとき

2 エリアが前項の規定に基づいて利用契約を解除したときは、利用客がいまだに提供を受けていない利用サービス等の料金はいただきません。

第7条（宿泊の登録）

利用客のうち宿泊を申込み者は、利用日当日、コミュニティセンター受付において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他エリアが必要と認める事項

第8条（休館日）

エリアの休館日は、次のとおりとします。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日)
- (2) 1月1日及び12月31日

2 屋内温水プールの休館日は、次のとおりとします。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日)。た
だし、学校教育法施行令第29条により横手市教育委員会が定める夏季休業期間中を除
く
- (2) 1月1日から同月3日までの日及び12月29日から同月31日までの日

3 エリアが必要と認めたときは、前項の規定に関わらず臨時に休業日を設け、又は前項に定める休
業日を変更することがあります。

4 エリアが必要と認めたときは、第1項の規定に関わらず休業日であっても利用施設を使用させること
があります。

5 前2項の臨時的な休業又は休業日の変更等を行う場合には、適当な期間及び方法をもって周知に
努めるものとします。

第9条（利用施設の使用時間）

エリアの利用施設に係る使用時間は、次のとおりとします。

- (1) 宿泊室 16:00から翌日の10:00まで。ただし、連続して宿泊する場合を除く
なお、入浴はチェックインの時間から21:00までと、翌朝の6:00から8:00ま
で
- (2) 休憩室 9:00から19:00まで。ただし、エリアが認めた場合は、この限りではない
なお、入浴は10:00から19:00まで
- (3) 休憩室(小部屋) 10:30から15:30まで
- (4) 会議室等 9:00から17:00まで。ただし、エリアが認めた場合は、この限りではない
- (5) 屋内運動広場
9:00から17:00まで。ただし、エリアが認めた場合は、この限りではない
- (6) 屋内温水プール
10:00から18:30まで。なお、冬期間は10:00から17:00まで

ただし、13:00から30分間は、水質確認・調整のため使用できません

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な期間及び方法をもって周知に努めるものとします。

第10条（利用規則の遵守）

利用客は、エリア内においては、エリアが定めてエリア内に提示した利用規則に従っていただきます。

第11条（営業時間）

エリアの付随施設及びテナント等の営業時間は、次のとおりとなります。

レストラン黒'S	朝食(宿泊客のみ) 7:30から 9:30 昼食 11:00から14:30 夕食(宿泊客のみ) 17:00から18:00 ※ご宴会の場合は、別に対応いたします
売店エリア	8:30から17:00 ※土・日・祝日のみ 12:45から13:30の間はお休みいたします
理容さくら	8:30から17:00
美容ケーアイ	8:30から17:00
生きがい創作館	9:00から12:00 13:00から17:00
ふれあいセンター	9:00から17:00

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な期間及び方法をもって周知に努めるものとします。

第12条（料金の支払い）

利用客が支払うべき利用料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の利用料金等の支払いは原則として現金によるものとし、エリアが請求したとき、コミュニティセンター受付において行っていただきます。

第13条（エリアの責任）

エリアは、利用契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により利用客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それがエリアの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第14条（契約した施設等の提供ができないときの取扱い）

エリアは、利用客に契約した施設等を提供できないときは、利用客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の利用施設の斡旋に努めるものとします。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊客に対して宿泊室の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、宿泊室が提供できないことについて、エリアの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第15条（寄託物等の取扱い及び損害賠償）

利用客がコミュニティセンター受付にお預けになった貴重品又は現金について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、エリアは、その損害を賠償します。

2 利用客が、エリア内にお持込みになった貴重品又は現金であってコミュニティセンター受付にお預けにならなかったものについて、エリアの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、エリアは、その損害を賠償します。ただし、利用客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、エリアに故意又は重大な過失がある場合を除き、損害賠償の限度額を30万円とします。

第16条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立ってエリアに到着した場合は、その到着前にエリアが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がコミュニティセンター受付においてチェックインする際お渡します。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品がエリアに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、エリアは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についてのエリアの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

4 宿泊客以外の利用客がエリアから退所した後、利用客の手荷物又は携帯品がエリアに置き忘れられていた場合の取扱いについては、第2項の規定に準ずるものとします。

第17条（駐車場の責任）

利用客がエリアの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、エリアは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、エリアの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条（利用客の責任）

利用客の故意又は過失によりエリアが損害を被ったときは、当該利用客はエリアに対し、その損害を賠償していただきます。

第19条（個人情報の取扱い）

エリアでは、利用客から提供される個人情報について、秋田県社会福祉事業団個人情報保護規程に則り、適切に取扱います。

第10条に定める利用規則

【火災予防上お守りいただきたい事項】

- 1) 秋田県南部老人福祉総合エリア・コミュニティセンター(以下「エリア」という。)内では、暖房用、炊事用などの火器およびアイロン等を持ち込み、ご使用にならないでください。
- 2) エリア内は原則として禁煙です。喫煙は、所定の場所でお願います。特に、火災の原因となりやすい場所(特に宿泊室及び休憩室)での寝たばこは、決してなさないでください。
- 3) 消防設備等に対するいたずらは、決してなさないでください。
- 4) その他火災の原因になるような行為をなさないでください。

【保安上お守りいただきたい事項】

- 2) 個室をご利用の場合、お部屋から出られるときは、ドアおよび窓の施錠をご確認ください。
- 3) 個室にご滞在中や特にご就寝のときは、ドアの内鍵をお掛けください。来訪者が有ったときは、不用意に開扉なさらずにご確認ください。万一不審者と思われる場合は、直ちにコミュニティセンター受付(内線116番)にてご連絡ください。
- 4) 宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断りいたします。

【貴重品、お預かり品のお取り扱いについて】

- 1) 現金、その他貴重品は、必ずコミュニティセンター受付へお預けください。施設内での貴重品の事故に関して、責任は負いかねますのであらかじめご了承ください。
- 2) 遺失物は、法令に基づいて処理させていただきます。(遺失物法9条関係)
- 3) コミュニティセンター受付でのお預かり物の保管期間は、原則として7日間とさせていただきます。

【大浴場のご利用について】

○ご利用をお断りしている事項

- 1) 医師から入浴を禁じられている方のご利用はお断りいたします。
- 2) 酒気を帯びた方及び衛生上、管理上、入浴に不相当と認められる方は、ご利用をお断りします。
- 3) 入れ墨の方の入浴はお断りすることがあります。

○ご利用の安全及び衛生上、禁止している事項

- 4) 大浴場に危険性のある物品(ガラス製品、水中メガネ、金属類等)の持ち込みは禁止します。
- 5) アルコール類の持ち込みは固く禁止いたします。
- 6) 大浴場及び更衣室での飲食は固く禁止いたします。
- 7) サウナ室への本・雑誌類の持ち込みは禁止いたします。
- 8) 立入禁止区域内へ無断で出入りすることは固く禁止いたします。

○ご利用の安全及び衛生上、ご協力いただきたい事項

- 9) 小学校3年生以下のお子様は、保護者が同伴してご利用ください。
- 10) 大浴場及び更衣室内に持ち込まれた物品の紛失、盗難につきましては、エリアとしてその責任を負い兼ねますので各自充分にご注意ください。
- 11) 大浴場が混雑したときはご利用を制限することがありますのでご了承ください。

- 12) 他のお客様のご迷惑になる行為や危険な行為はなさないようお願いいたします。
- 13) 大浴場におけるケガ等の事故は、エリアにおいて応急処置以外の責任は一切負いかねますので事故防止には充分注意してください。

【屋内温水プールのご利用について】

○ご利用をお断りしている事項

- 1) 医師から水泳を禁じられている方のご利用はお断りいたします。
- 2) 酒気を帯びた方及び衛生上、管理上、水泳に不相当と認められる方は、ご利用をお断りします。
- 3) 入れ墨の方のご利用はお断りすることがあります。

○ご利用の安全及び衛生上、禁止している事項

- 4) 潜水、飛び込み、プールサイド等でのかけ足は固くお断りいたします。
- 5) 日焼けサンオイル等の使用は禁止いたします。
- 6) アルコール類の持ち込みは固く禁止いたします。
- 7) プール内、プールサイド及び更衣室での飲食は固く禁止いたします。
- 8) プール内に危険性のある物品(ガラス製品、金属類等)の持ち込みは固く禁止いたします。
- 9) 立入禁止区域内へ無断で出入りすることは固く禁止いたします。

○ご利用の安全及び衛生上、ご協力いただきたい事項

- 10) 13:00から30分間は、水質確認・調整のためご利用できません。
- 11) 健康管理及び事故防止のため適宜の休憩をお願いいたします。
- 12) 小学校3年生以下のお子様は、保護者が同伴してご利用ください。
- 13) 小さいお子様をお連れの場合は、お子様から目を離さないようお願いいたします。
- 14) プール及び更衣室内に持ち込まれた物品の紛失、盗難につきましては、エリアとしてその責任を負い兼ねますので各自充分にご注意ください。
- 15) 水泳用キャップを着用のうえご利用ください。
- 16) プールが混雑したときは次に掲げるご利用を制限することがありますのでご了承ください。
 - ・ プール内へのご入場及びご利用
 - ・ 大型遊具・ビーチボール等のご使用
- 17) 他のお客様のご迷惑になる行為や危険な行為はなさないようお願いいたします。
- 18) プールにおけるケガ等の事故は、エリアにおいて応急処置以外の責任は一切負いかねますので事故防止には充分注意してください。

【屋内運動広場のご利用について】

- 1) 卓球、バドミントンその他の遊具は互いに譲り合い、仲良く遊ぶと供に破損しないよう丁寧な取扱いをお願いいたします。
- 2) 個人又は団体等で、一定の範囲を占有して使用する場合は、利用申込みが必要になります。
- 3) 酒気を帯びた方並びに管理及び衛生上、不相当と認められる個人又は団体のご利用をお断りします。
- 4) バット、ゴルフクラブ、ボール等を使用する場合は、その材質・形状・使用方法によって危険となる場合があるので、ご利用をお断りすることがあります。

- 5) アルコール類の持ち込みは禁止いたします。
- 6) エリアが認めた場合を除き、屋内運動広場での飲食を禁止いたします。
- 7) 屋内運動広場が混雑したときはご利用を制限することがあります。

【駐車場のご利用について】

- 1) 駐車場に危険物を持ち込まないでください。
- 2) 駐車場で遊ばないでください。
- 3) 駐車場内及びその周辺で許可なく営業行為、その他エリアの管理に支障がある行為は固くお断りします。
- 4) 利用客又は職員以外の車両で、長期駐車(2日間を超える駐車)はなさらないようお願いいたします。
- 5) エリアの故意又は過失によって損害を与えた場合を除き、駐車場内における事故、災害及び災害による車両の損害について、エリアは一切の責任を負いません。

【個室利用(日中利用・ご宿泊)の鍵】

個室をご利用なされる場合、外出の際は必ずコミュニティセンター受付にお預けください。

主な理由は、

- (ア) お客様が在室か外出かを鍵の有無で判断している
- (イ) 外に持ち出すと紛失の可能性が高くなる
- (ウ) その他

紛失の場合、シリンダーを含めて弁償していただく場合があります。

【お支払いについて】

- 1) お支払いは、エリアが請求した時に原則として現金でお願いいたします。
- 2) エリア内のレストラン、売店等をご利用される場合は、各店舗での会計となります。
- 3) お荷物輸送費、切符代、タクシー代等のお立替は、お断りさせていただきます。

【おやめいただきたい行為】

- 1) エリア構内に他のお客様の迷惑になる様なものをお持込にならないでください。犬(介助犬又は盲導犬を除きます。)、猫、小鳥、その他の動物、発火または引火性のもの、悪臭を発するもの、その他法令で所持を禁じられているものを持ち込まないよう願います。
- 2) エリア構内での賭博や風紀治安を乱すような行為、他のお客様の迷惑になるような言動はなさらないでください。
- 3) エリア構内の施設、備品を所定の場所、用途以外にご使用にならないでください。
- 4) エリアの施設、備品の現状を変更してご使用にならないでください。
- 5) エリアの許可なく、エリア構内で営業行為等の目的にご使用にならないでください。
- 6) エリアの外観をそこなうようなものを窓側に陳列しないでください。
- 7) エリアの許可なく、エリア構内で広告、宣伝物を配布したり、物品の販売をしないでください。
- 8) 不可抗力以外の事由により建造物、備品、その他の物品を汚染、或いは紛失させた場合は、相

当額を弁償していただきます。

- 9) テレビやラジオ等の大音量による騒音など、他のお客様に迷惑になることはおやめください。
- 10) 屋内運動広場以外の施設とりわけ廊下やロビーで、走り回り、ボールで遊び又は大声を出すなど、他のお客様に迷惑になることはおやめください。
- 11) 未成年者のみの個室利用及びご宿泊は、特に保護者の許可が無い限りお断りさせていただきます。

第12条に定める別表1

秋田県南部老人福祉総合エリア利用料金

【休憩・入浴料】

1回券	大人	600円
	(午後4時以降)	300円
	小学生	300円
	(午後4時以降)	150円

回数券(6回券)	大人	3,000円
	小学生	1,500円

【屋内温水プール】

1回券	大人	500円
	高校生	350円
	3歳児から中学生	200円

回数券(6回券)	大人	2,500円
	高校生	1,750円
	3歳児から中学生	1,000円

【休憩・プールのセット利用券】

お一人様	大人	1,000円
	高校生	850円
	中学生	700円
	小学生	400円

【宿泊料】

お一人様一泊 (大広間をご利用の場合)	大人	3,000円 (2,700円)
	小学生	2,200円 (2,000円)
	幼児(3歳以上)	1,100円 (1,000円)

【施設利用料】

ご利用一時間に付き	会議室	1,300円
	研修室	1,300円
	視聴覚室	1,300円
	屋内運動広場	430円

【設備利用料】

ご利用一回に付き	16ミリ用映写機	2,700円
	スライド用映写機	580円
	オーバーヘッドプロジェクター	580円
	ビデオテープレコーダー	580円
	プロジェクター	1,000円
	通信カラオケ	2,000円
	カラオケ	1,000円